

決算審査特別委員会意見書

今回審査した平成25年度決算は、「ふくしま新生プラン」や「福島県復興計画」に基づき、一日も早い復興・再生の実現に向けて当初予算が編成され、その後、新たな課題に対処するため、8度にわたる補正予算により、歳入・歳出とも大規模なものとなった。

本委員会は、当該予算の趣旨を踏まえ、復興・再生のための事業が迅速かつ適切に執行され、併せて行財政の円滑なる運営と経営健全化が図られているかなどの観点から審査を行った。その結果、平成25年度の予算執行は、普通会計、企業会計とも、議会の議決の趣旨に添い、おおむね適正に執行されたものと認められる。

なお、各会計において、改善または検討を必要とする事項は、次のとおりである。

◎普通会計について

本県の厳しい財政状況の中であって、あらゆる方策を講じて財源を確保し、「ふくしま新生プラン」の13の重点プロジェクトを中心に各種事業に取り組んだところであるが、さらなる復興・再生の加速化及び行財政の円滑なる運営を図っていくため、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

1 財源の確保について

- (1) 復興需要や製造業の業績回復等により県税収入の増額が見込まれるものの、地方交付税は減額となっており、依然として一般財源総額の確保が厳しい状況であることから、引き続き、「原子力災害等復興基金」を始めとした各種基金を有効活用するなど必要な財源の確保に努めること。
- (2) 県税、各種使用料、負担金等で生じている収入未済については、その実態を的確に把握し、組織的な徴収対策により縮減に努めるとともに、減免制度の十分な周知や関係機関との連携によりその発生防止に努めること。

2 効果的な事業執行について

- (1) 県がこれまで実施した風評対策の効果を全庁的に検証し、より一層統一かつ戦略的な風評対策に努めること。
特に、本県への教育旅行等による交流人口の拡大や、学校給食への県産食材使用に対する不安解消等を図るため、県内外へ本県の現状が正しく伝わるよう、わかりやすい情報発信の充実に努めること。
- (2) 本県の復興・再生に向けて、大学や国際機関等の研究機関と共同で行っ

た研究成果や得られた知見を国内外に広く発信するとともに、その成果や知見が環境回復に具体的につながるよう、国や市町村など関係機関と連携しながら取り組むこと。

また、県内産業の育成や事業者支援のため、県の各試験研究機関の機能充実を図るとともに、さらに連携を強化すること。

3 業務執行体制について

復興・再生に向けた業務の増加に伴い、技術職等専門的知識を有する職員の確保になお一層努めるとともに、職員の適正な配置や効果的な指導・育成により業務執行体制の充実強化を図ること。また、職員の負担や健康に十分配慮しながら迅速な業務の執行に当たること。

◎工業用水道事業会計について

前年度より損益が改善したものの、東日本大震災による影響や社会情勢の変化等を踏まえた契約水量の見直しが行われ、全体契約水量が減少するなど、経営状況は依然として厳しい環境にあることから、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 今後の復興に伴う需給状況の変化を的確に見きわめるとともに、経営の合理化・効率化を推進し、経営健全化に努めること。
- 2 老朽化の進む施設・設備については、より一層災害に強い整備を進めるなど、引き続き安定給水の確保に努めること。
- 3 相馬及び好間工業用水道については、多くの未売水を抱え、一般会計からの補填を受けるなど厳しい経営状況にあることから、未売水の解消に向け、関係機関と連携し、新たな需要の開拓に努めること。
- 4 好間工業用水道については、事業開始時の合意に基づきいわき市への事業譲渡に向けての協議を進めること。

◎地域開発事業会計について

本事業は、本県への企業立地を誘引し、雇用の新規創出等により地域の振興に寄与してきたが、地価の下落や他地域との競合により、原価を下回る販売価格とせざるを得ないなどの要因が加わり、極めて厳しい経営状況となっていることから、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 造成済み未分譲地については、企業誘致による雇用の創出や地域経済の活性化につなげていくため、引き続き、企業立地補助金の優位性を周知しながら、立地企業の取引先や関連企業に働きかけるなどあらゆる方法を講じて分

譲を進めること。

- 2 白河複合型拠点A工区については、引き続き、オーダーメイド方式の利点を生かした積極的な企業誘致を推進すること。また、いわき四倉中核工業団地第2期区域についても、早期分譲に向け積極的な企業誘致を推進すること。
- 3 累積欠損金や企業債残高が多額に上ることから、当事業がこれまで果たしてきた役割や成果及びこの間の経緯について県民に対する説明責任を果たすとともに、財源確保に向けた関係部局との協議を進めること。

◎県立病院事業会計について

喜多方病院と会津総合病院の廃止により、県立病院は、大野病院を除いて、へき地や精神医療など政策医療を担う病院のみとなったが、常勤医師の不在による患者数の減少や多額に上る累積欠損金などにより、厳しい経営状況にある。

このため、次の事項に留意の上、平成26年3月に策定した「第二次福島県県立病院改革プラン」に基づき、経営改善に資する具体的な施策を実施しながら、県民に期待され、信頼される医療機関として良質な医療の提供と健全な病院経営を実現するよう取り組むべきである。

- 1 へき地医療を担う病院にあっては、地域の需要に応じた質の高い医療を提供するため、県立医科大学等と連携し医師の安定的確保を図り、要望が多い診療科の設置に努めること。
また、高齢化率が高い地域であることから、地域の医療、保健、福祉関係機関との連携を深め、診療所への診療応援、在宅医療及び健康増進活動への支援などを進めること。
- 2 大野病院については、今後の方向性等について地元及び近隣自治体の意見を聞きながら検討を行うとともに、引き続き、適切な原子力損害賠償請求を行うこと。
- 3 医業未収金については、窓口において医療制度のより丁寧な説明を行うなど新たな未収金の発生防止に努めること。
また、会津医療センターの開設により閉院となった喜多方病院と会津総合病院に係る未収金については、適切な回収対策に努めること。